

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第77号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年8月18日 07時00分ごろ	
発生場所	北海道根室市納沙布岬南東方25海里付近 (概位 北緯43°05.0′ 東経146°12.0′)	
事故等調査の経過	平成21年12月11日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第七十二 ^{めいよう} 明洋丸、19トン	
船舶番号、船舶所有者等	HK2-21342（漁船登録番号）、明洋水産有限会社	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機のピストン、シリンダライナ、主軸受等が焼損、ブロック部が破損、6番シリンダの接続棒が折損等	
事故等の経過	<p>本船は、操業を終えて納沙布岬南東方沖を航行中、平成21年8月18日07時00分ごろ、機関室から激しい音が発生したことから、機関長が主機を停止して確認したところ、6番シリンダのブロック部が破損していた。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて北海道花咲港に帰港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2	
その他の事項	<p>本インシデント発生時、主機の潤滑油圧力低下警報のランプ及びブザーが作動していた。</p> <p>主機の潤滑油ポンプは、歯車ポンプで、歯先にこぼれを、ケーシングに段付摩耗を生じていた。</p> <p>本インシデント後に主機を開放した際、オイルパン内底部に、多量の金属粉混じりのスラッジが溜まっていたほか、周辺のフランジ部等に多量のスラッジが付着していた。</p> <p>主機の潤滑油は、出港前点検時に規定量であることを確認していた。</p> <p>本船は、平成20年4月に中古で購入されたもので、購入以前、主機が中古の機関と換装されていた。</p> <p>本船は、機関長が頻繁に入れ替わっており、主機の整備及び潤滑油の管理状況が把握されていなかった。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、納沙布岬南東方沖を航行中、主機の潤滑油ポンプが損傷したため、潤滑油圧力が低下して主機各部の潤滑が阻害され、主機が損傷したものと考えられる。</p> <p>主機の潤滑油が適切に管理されていなかった</p>

	た可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、本船が納沙布岬南東方沖を航行中、主機の潤滑油ポンプが損傷したため、潤滑油圧力が低下して主機各部の潤滑が阻害され、主機が損傷したことにより発生したものと考えられる。